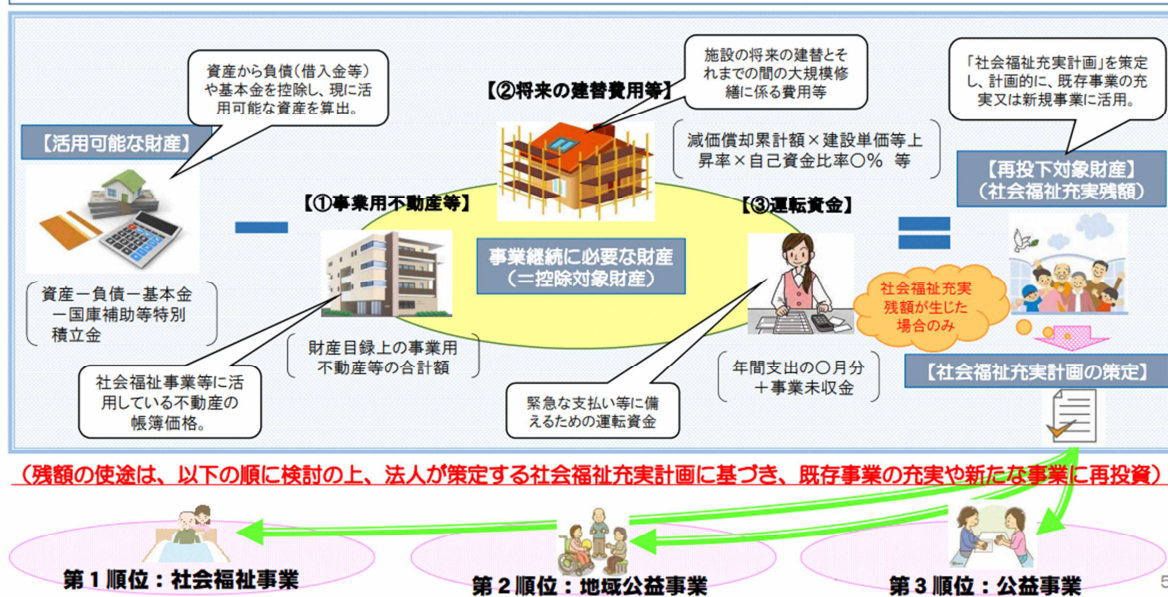


3 財務規律の強化

いわゆる「内部留保」の問題に代表されるような、社会福祉法人における資金の不透明さや余剰資金の社会福祉事業等への再投下が進んでいないのはいかといった世間からの疑念の目に対し、適切かつ公正な運営と情報公開のための財務規律を構築すべく施策が盛り込まれた。具体的には、役員等の法人関係者に対する特別な利益供与を厳しく制限するとともに、社会福祉法人における「内部留保」の定義を明確化し（社会福祉充実残額）、当該財産が存在する場合は、社会福祉事業等への再投下を行うための計画（社会福祉充実計画）の策定が義務付けられた。

3. 社会福祉法人の財務規律について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化する。
- 再投下可能な財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



（出典：社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 平成28年11月28日））